

氏　名　： 芦尾　長司
当時の役職　： 副知事（災害対策本部副本部長）

未曾有の大災害をもたらした阪神・淡路大震災は、大都市地震災害、ひいては都市災害について21世紀の人類に貴重な経験を得させ、幾多の教訓を与えた。

このような得難い経験を次代に引き継ぐとともに、与えられた教訓を今後の防災対策に生かし、被害を最小限に止めるよう不断の努力を行うことは、今次震災により尊い命を喪われた方々に対する、今に生きる私たちの責務である。此の度の阪神・淡路大震災の震災対策について、国際的な検証が行われることは、誠に有意義なことと考える。

1 今回の地震災害による被害の状況とその後の震災対策全般を通じて、大都市災害対策について各分野において、いわば定量的な知見が得られたといえる。死者6,398人、負傷者40,082人、倒壊家屋240,932棟、437,163世帯※等々の災害規模に対して、出動した対策要員数、インフラ施設復旧期間、仮設住宅建設戸数や設置期間等々防災対策のあらゆる分野で貴重な資料が提供されたといえる。大都市における冬季早朝の直下型大地震災害という特別のケースであるが、そこから21世紀の都市防災対策に通用する実効性のある「原単位」を得ることができるものと考える。もう既に、様々な研究が行われていると思料するが、今後の更なる調査研究を期待したい。

2 災害対策を迅速、円滑、効果的に行ううえで、被害状況の全体像を、被災直後に定性的にでも的確に把握することが、何よりも大切であることを痛感した。

この点、早速に県下にフェニックス防災システムが整備されたことは誠に心強い。

このようなシステムによる被害状況の把握は、事前の災害発生の予測－被害想定－が重要な前提になってくる。

そして被害想定は、効果的実践的な防災訓練の結果を検証することによって質を高めていくと考える。

今後、このシステムが十分に活用されるよう、関係者のご精進を大いに期待するとともに、特に災害現場で活動される第一線の要員各位が、システム・リテラシーを一層向上されるよう活躍されたい。

3 震災対策事業を推進する基本理念として、いち早く「創造的復興」が掲げられたことは時宜に適し、意義深いことであった。

ところで、事業推進過程では、法的支援制度の創設をめぐって、「復旧」と「復興」が議論となつた。災害復旧については、従来から諸法律があり、阪神・淡路大震災に

対処するための新規立法も行われ、今回の復旧事業実施に大いに力を発揮した。しかし、21世紀のまちづくりにふさわしい創造的復興を進めるための法的支援制度が、結局設けられなかつたことは残念である。

災害復旧は「復旧」ということから「旧の状態」という水準が存在し、いわば「-」から「0」への水準に向けて制度化が容易である。一方「復興」は「+」の水準設定が要求され、それを全国的な整備水準の中で特化させることは大変困難であった。主要事業について、震災を契機に高規格、ハイピッチで整備を進めることができ、国家経済上有効であるもの、大災害を受けた地域への慰謝としての記念事業等はどうかといった検討をしたが、具体的に対象事業を定め、整備水準を提示するまでに至らなかつた。

結局、国、地方を通じ、厳しい財政状況が続く中で、補正予算債（補正予算による公共事業の財源となる地方債。地方交付税で償還財源が措置される。）の活用が先行したことで議論が集約できなかつた。

こうした中で各位のご努力により、阪神・淡路復興協議会が設置され、復興特別事業をはじめ、個別に諸事業の推進が図られていることに敬意を表したい。

4 今回の災害を通じて、大規模災害における長期に及ぶ被災者対策の全容がはじめて示されたといえる。

被災者対策は、時間の経過に伴い、「救命救助」「避難所」「仮設住宅」「恒久（災害復興）住宅」の各段階に区分されることが改めて認識された。また、各段階ごとに諸対策の充実、向上が図られたことや、対策の重点が1つの段階から次の段階に移行するに際しての諸措置についてもその重要性が認識された。

特に今回、被災者対策について災害救助法の「応急的救助」を超えて、被災者の生活再建支援制度が発足できたことは意義深い。

被災者対策において、被災者の自立を図ることが最重要課題であり、そのためには被災の早期の時点で将来の生活再建の見通しを明確に呈示することが大切である。

このような観点に立って、大規模災害の被災者対策について、その対策の範囲を「応急的救助」を超えて、「生活再建支援」（恒久住宅入居）まですすめ、また、今回阪神・淡路大震災復興基金で講じられてきた画期的な諸措置も視野に入れて、一貫した対策が講じられるよう、新しい立法措置（災害救助法の改正？）が望まれる。なお、その際、生活再建面からのガレキ対策、今後重要性を増す罹災証明の発行とその根拠となる家屋被災状況の把握対策、持家住宅修繕の充実等の支援対策なども考慮する必要がある。

(注) ※ 平成11年5月現在（執筆当時）。なお、平成12年7月の時点では、死者6,400人、負傷者40,092人、倒壊家屋240,954棟、437,217世帯。